

改正 平成17年11月27日

平成20年8月28日

平成22年4月1日

（通則）

第1条 八王子市障害者団体補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、八王子市補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和35年5月16日規則第19号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（目的）

第2条 この要綱は、障害者の福祉の向上を図る目的をもって、事業を行う障害者団体（以下「団体」という。）に対し補助金を交付することにより、団体の自主的運営を支援し、障害者の自立及び社会参加の促進に寄与することを目的とする。

（交付の対象）

第3条 この要綱において、団体とは次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 八王子市身体障害者福祉協会
- (2) 特定非営利活動法人 八王子視覚障害者福祉協会
- (3) 八王子市聴覚障害者協会
- (4) 八王子市手をつなぐ親の会
- (5) 八王子障害者協議会

（補助対象事業）

第4条 この補助金は、団体の次の事業運営費に対して交付する。

- (1) 会報等の発行に係る広報・啓発経費
- (2) 地域におけるボランティア活動等に係る経費
- (3) 事務局運営に係る文具・消耗品費

（補助金の額）

第5条 この補助金の額は、前条に規定する事業運営費に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、事業運営費の2分の1の額が、当該年度の予算額を上回った場合は予算額をもって補助金額とする。

（交付申請書等の書式）

第6条 規則第5条第1項第4号に規定する交付申請書等の書式は次のとおりとする。

- (1) 第1号様式（様式略） 補助金交付申請書（規則第6条関係）
- (2) 第2号様式（様式略） 補助金交付決定通知書（規則第7条関係）
- (3) 第3号様式（様式略） 補助金実績報告書（規則第12条関係）
- (4) 第4号様式（様式略） 補助金交付確定通知書（規則第13条関係）

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年11月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

交付の条件

- 1 補助金の交付は8月に全額を一括支払とする。
- 2 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更をする場合は、市長の承認を受けること（軽微なものを除く）。
- 3 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- 4 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- 5 この補助金等の交付決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに、実績報告書を市長に提出し、精算すること。
- 6 5により実績報告を受けた場合、これを審査し、又は必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、是正のための措置を命ずることがある。

7 次のアからエまでの一に該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付決定の内容及び通知に付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

エ 前各号のほか、補助金等の交付の手續等に関する規則及び他の法令に違反したとき。

8 7により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金を受領しているときは、市長の指示するところにより、取り消された補助金の額を返還すること。

9 市長若しくはその委任を受けた者又は監査委員の監査に応じること。

10 市長が必要があると認めたときは、補助事業に係る帳簿その他の資料を提示し、又はその内容を報告すること。

11 補助事業に係る帳簿、領収書その他の資料については、事業の完了した年度の翌年度当初から起算して5年間保存すること。